

■ 令和 8 年度 第 2 回岐阜市高齢者福祉計画推進委員会

その他事業について

令和 8 年 7 月 2 9 日



目 次

- 1 家族介護用品支給事業の方針について P1~2
- 2 家族介護慰労金支給事業の方針について P3
- 3 外国人介護人材の定着について P4

1 家族介護用品支給事業の方針について

▶ 事業の概要

在宅で要介護3～5と判定された人を介護しているなどの要件を満たす低所得世帯に紙おむつ支給券を配布する。

＜対象品＞ 紙おむつ

＜支給月＞ 6月、10月、2月

＜支給金額＞ 1枚当たり3,210円の支給券を各支給月に4枚支給
(年間 3,210円×12月＝38,520円)

＜使用方法＞ 有効期限内であれば、1枚ずつでも4枚まとめてでも使用可能

＜過去の経緯＞

年度	利用者(人)	決算額(千円)
5	452	18,190
6	505	20,350
7	509	20,498

1 家族介護用品支給事業の方針について

▶ 財源措置の見直し

○国から地域支援事業(任意事業)のうち介護用品支給事業の廃止・縮小方針が示された。
しかし、本市においては、家族介護用品支給事業の利用者は増加傾向にあり、事業継続が望ましいと考える。

第10期で事業を継続するには、財源の見直しが必要となり、
財源の移行先は、一般財源、市町村特別給付、保健福祉事業の3つが候補となる。

<参考:事業別財源構成>

財源名	財源			
	保険料	国	県	市
地域支援事業(任意事業)	23%(※)	38.50%	19.25%	19.25%
一般財源				100%
市町村特別給付	100%(※)			
保健福祉事業	100%(※)			

※第1号被保険者(65歳以上)の保険料

○今後、財政部局と協議のうえ、財源の移行先を決定するとともに、財政負担を軽減するため、支給対象者の見直しを併せて行うものとする。

⇒ 現在、生活保護受給者を支給対象としているが、生活保護受給者は、生活扶助で紙おむつ代が支給されるため、生活保護受給者を支給対象から除外する。

2 家族介護慰労金支給事業の方針について

▶ 事業の概要

要介護4または5の認定を受けた要介護者を在宅で介護する低所得世帯で、過去1年間に介護サービスを利用していないなどの要件を満たした家族に対して、慰労金を支給する。

＜支給金額＞ 年額 100,000円(要介護者1人につき1回支給します。)

＜過去の経緯＞

年度	該当者(人)	支給額(千円)
5	8	800
6	2	200
7	3	300

▶ 事業の見直しについて

平成12年の介護保険制度開始時は、介護保険サービスの提供が十分ではなく、介護の大部分を家族が担っていたため、家族の負担軽減を図るため事業を実施してきた。

しかし、現在は介護保険サービスが充実しており、家族介護者だけで介護を負担するのではなく、介護が必要な人に適切な介護保険サービスを利用いただくことが必要と考えるため、令和8年度で事業を終了する。

3 外国人介護人材の定着について

生活、日本語、雇用、多文化共生の相談窓口の紹介のほか、岐阜県とも連携しながら外国人介護人材の岐阜への定着を目指し助成事業を行っている。

岐阜市

<補助金>

外国人介護人材介護福祉士受験支援補助金

介護施設等で就労する外国人に対し、介護福祉士資格の取得の支援を行う介護施設等を助成

外国人介護人材日本語学習支援補助金

介護施設等で就労する外国人に対し、日本語学習の支援を行う介護施設等を助成

介護福祉士の資格登録のための受験料、登録料を助成

岐阜県

<補助金>

外国人留学生支援事業費補助金

介護福祉士の資格取得を目指す外国人留学生に対し、日本語学校（卒業後県内又は岐阜県近郊の介護福祉士養成施設に進学する場合に限る。）学費及び居住費等に対する奨学金を給付又は貸与した介護事業者に対し、その奨学金の一部について助成

外国人介護人材日本語学習支援事業費補助金

介護職種の外国人技能実習生又は介護分野における特定技能外国人を受入れる介護事業者が行う日本語学習に係る経費の一部について助成

介護福祉士を目指す留学生への助成

岐阜市と岐阜県の補助の連携例

日本語学習支援を行った事業所への補助

岐阜県	岐阜市
雇用が発生した日から12か月	雇用から1年を経過したもの

岐阜県と情報連携を行い、ホームページ上で、市と県の取組を同一ページに掲載するなど、切れ目ない支援を行えるよう取り組んでいる